

國學院大學學術情報リポジトリ

パンとエールと陪審：陪審の法社会史序説

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-02-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 捧, 剛 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000123

パンとエールと陪審

——陪審の法社会史序説——

捧
剛

はじめに

- 一 パンのアサイズおよびエールのアサイズとは
- 二 パンのアサイズおよびエールのアサイズの運用
- 三 パンのアサイズおよびエールのアサイズ違反

者の処罰

- 四 パンのアサイズおよびエールのアサイズと陪審との関係
- 五 パンのアサイズおよびエールのアサイズの評価

はじめに

アサイズ (a-size) という言葉は、種々の意味を有しているが、その派生的な意味の多くについて陪審との関連を指摘することができる。たとえば、審理方式についてアサイズといえば、基本的には陪審による審理を指す。そもそも、アサイズは「会議」を意味し、転じて、会議において制定された「法律」をも意味するようになった。そして、ヘンリ二世治世に制定されたアサイズのうち、土地訴訟を陪審により審理するとしたものが重要であったために、陪審による審理方式をアサイズと呼ぶようになったのである。さらに、同じくヘンリ二世治世に制定され

た、クラレンドン法 (Assize of Clarendon) やノーサムプトン法 (Assize of Northampton) は、大陪審の法律上の起源ともいわれている。また、巡回裁判としてのアサイズは、陪審員をそれぞれの裁判地で召喚することから成り立ってきた。むろん、これらの陪審とアサイズの関係は、それを意図して創出されたわけではない。しかし、イングランドにおいて法律と裁判と陪審が、とりわけ中世にあつては、相關していたことの証左であるとはいえよう。ところで、法律としてのアサイズの中で、パンのアサイズおよびエールのアサイズ (またはビールのアサイズ)⁽¹⁾ は、パンやエールといった日常生活に欠かせない物品に関するものであり、人々の生活により直接的に影響するといった点でユニークである。それら生活必需品に関する法律がどのように運用されていたかを知することは、当時の生活状況および生活と法との関係を知ることにもつながる。

しかし、残念なことに、これらのアサイズは、これまであまり重要視されてこなかった。⁽²⁾ とりわけ、法制史の分野ではそれが顕著であるように思われる。したがって、これらのアサイズの機能や手続きについては、あまり明確にされてはいない。したがって、当然、それらのアサイズに陪審が関わっているのか否か、関わっているとしたらどのように関わっているのかといったことはほとんど知られていないといつてよい。

ところで、パンのアサイズおよびエールのアサイズは、中央レベルよりも、各バラ (borough) やマナ (manor) など、地方レベルで広く展開されており、地方における法の歴史および地方と中央の関係といった分野の研究にも役立つ情報を提供してくれる。

イングランド法制史に関する研究の今後は、様々な領域、とりわけ人々の生活の側面から光を当てることにより展開していくものと考えるが、まさに生活史と法制史とを結ぶ一つの手がかりとして、これらのアサイズの運用の一端を紹介することは意味のないことではないであろう。

一 パンのアサイズおよびエールのアサイズとは

(1) 歴史

まず、パンのアサイズおよびエールのアサイズの歴史を大まかに示すことにする。

これらのアサイズの起源については、実は、明確なことはなにも分かつていない⁽³⁾。そもそもは、地方から起り、慣習的に維持されていたものであらうと考えられている。たとえば、ドウムズデイ・ブックによれば、すでにエドワード証聖王 (Saint Edward the Confessor) の治世に、Chesterにおいて質の悪いエールの醸造人がさらし台に立つよう命じられている事例が存することがわかる⁽⁴⁾。パンのアサイズおよびエールのアサイズが、ノルマン・コンクエスト以降の中央政府の法律文書として初めて現れるのは、ヘンリ三世の第五一治世第一法律 (51 Henry III c. 1) である。実態は、「パンおよびエールのアサイズ (The Assize of Bread and Ale, Assisa Panis et Cervisie)」「さらし台 [で処罰すべき旨] の決定 (The Judgment of the Pillory, Judicium Pillorie)」および「パン職人等に関する法律 (Statute concerning Bakers, &c., Statutum de Pistoribus, &c.)」と称される三つの法律文書であり、その性質は、新たな制度を創出する類のものではなく、従前からの慣習に実効性を与えただけ⁽⁵⁾のものと推測されている⁽⁶⁾。

いずれにせよ、この三つの法律文書が規定するパンのアサイズおよびエールのアサイズは、一四世紀から一六世紀にかけて広く維持され、これらのアサイズに関する記述は、各地のマナ裁判所やバラ裁判所の裁判記録に数多く見いだされ得るのである。本稿が扱うのは、もっぱら、この一四世紀から一六世紀にかけてのパンのアサイズおよ

びエールのアサイズの実態である。

エールのアサイズは、ヘンリ八世の第三治世第四法律により、一部変更され、治安判事に対して、エールの価格を設定する裁量的権限が与えられこととなったが、パンに関しては同様の権限は認められることはなかった。⁽⁷⁾その後、何回かの曲折を経て、パンのアサイズおよびエールのアサイズともに、ジョージ三世第五治世第九法律によって、まずは London 市について廃止され、一八三六年にはウィリアム四世の第六および第七治世第三七制定法、すなわち「London 市以外で販売されるパンに関し、現在効力を有しているいくつかの法律を廃止するための法律」⁽¹⁰⁾により、全面的に廃されている。

(2) 内 容

それでは、パンのアサイズおよびエールのアサイズの具体的内容はいかなるものであったのか。前述の三つの法律文章に従って、それを明らかにしたい。

パンのアサイズ

まず、パンのアサイズであるが、「パンおよびエールのアサイズ」は、次のように規定している（丸数字は、後の参照の便宜のために引用者が付したものである）。

一 クォータの小麦が一二ペンスで購入される場合には、②一ファージング (quadrans) の上質パン (Wastel Bread) は、重さ、六ポンド一六シリングとする。しかし、③同じ小麦で作られた「一ファージングの」クックト・パン (Panis de Coket, Bread Cocket) は、上質パンより二シリング重く、より安価な小麦で作られた⑤ク

ックト・パンは、上質パンより五シリング重いものとする。①「一ファージングの」ふかし焼きパン (Simple) は、上質パンより二シリング軽いものとする。⑥全粒小麦粉で作られたパンは、「クックト・パンが上質パンより五シリング重くなるように」一と二分の一のクックト・パンと同じ重さである。④中級小麦のパンは、上質パン二つと同じ重さである。⑦「低級」小麦のパンは、大クックト・パンの二倍の重さである。

一クオータの小麦が一八ペンスで購入される場合には、白く、よく焼かれた一ファージングの上質パンは、四ポンド一〇シリング八ペンスの重さである⁽¹¹⁾

以下、「二シリングの場合には六八シリングとする」⁽¹²⁾から始まって、「二〇シリングの場合には六シリング九と四分の一ペニーとする」まで、小麦の価格六ペンスごとに三七の場合が示されている。そして、こうすることで、「パン職人は、一クオータの小麦ごとに四ペンスを得ることができる」とされる。

実は、このような価格とパンの重量の関係を示す表は、さまざまな地域で作成されており、よりシンプルな表も残されている。ここでは、Rochesterに残されていたものを参考に、少々複雑なパンの種類と等級を整理することにする (右記の丸数字と対応させてある)。Rochesterのものは、一クオータの小麦が三シリングの場合から始まり、二六シリング六ペンスの場合まで記載しているが、パンの種類については、ファージング・パンが三種類、ハーフ・ペニー・パンが三種類、一ペニー・パンが一種類となっている。より具体的には、ファージング・パンのうち最も軽い、つまりすべてのパンの中でもっとも高級なものが①ふかし焼きパンである。次が②上質パン、もっとも重いパンは、③白ファージング・パンである。ハーフ・ペニー・パンの中でもっとも軽いのが④白ハーフ・ペニー・パン、次が⑤ハーフ・ペニー小麦パンで、最後に⑥全粒パンとなる。そして、もっとも低質なパンが、⑦一ペニー小麦パンとなる。一ペニー小麦パンは、ハーフ・ペニー小麦パンの二倍、白ファージング・パンの六倍の

重さであり、白フアーシング・パンは、全粒パンの四分の一、ハーフ・ペニー小麦パンの三分の一の重さとなる。⁽¹³⁾ パンのアサイズの特徴は、第一に、価格を固定し、小麦の価格の増減に従って、パンの重量を変化させることである。第二に、パンの重量には、ポンド、オンスといった通常利用される重量単位ではなく、通貨単位のシリング、ペニーが用いられていることである。⁽¹⁴⁾ これは、貨幣を分銅として利用していたことを示すものである。⁽¹⁵⁾ なお、「パン職人等に関する法律」によれば、すべてのパン職人は、自身の印をもち、自身が焼いたパンにそれを刻印しなければならぬとされる。

エールのアサイズ

次に、エールに関する「パンおよびエールのアサイズ」の規定をみることにする。

一クオータの小麦が三シリングもしくは三シリング四ペンスで購入される場合、一クオータの大麦が二〇ペンスもしくは二シリングで購入される場合、または、一クオータのオート麦が一六ペンスで購入される場合には、都市の醸造人は、二ガロンのビールまたはエールを一ペニーで売らねばならず、また、売ることができる。都市以外の醸造人は、三もしくは四ガロンを一ペニーで売らねばならず、また、売ることができる。都市において、三ガロン一ペニーで売られる場合には、都市以外では四ガロンを「一ペニーで」売らなければならず、また、売ることができる。このアサイズは、イングランド全土で維持されなければならない」。

価格の増減は、パンと同様に、穀類の価格六ペンスごとに行われることとなっていた。また、「パン職人等に関する法律」の記述は、より簡潔で、「エールのアサイズは、モルトを作る穀類の価格に従って、査定され、公布さ

れ、および維持される」とするのみである。

いずれにせよ、エールの場合は、パンと比して記述が単純であり、小麦など、モルトを作る穀物の価格に応じて一ペニーで売れるエールのガロン数が変化することが示されるのみである。パンと違って、文中にエールの質に関する記述は見られないが、後述するように、質の善し悪しが問われないわけでは決していない。また、地域によっては、パンと同様に何種類かの異なるエールが醸造されている。

その他

前述の三つの文書には、パンおよびエールの他にも、ワインや肉類、そして度量衡に関する規定も含まれている。そのうち、度量衡については、パンおよびエールに関する規定と不可分な関係にあるので、「パン職人等に関する法律」の度量衡に関する規定を紹介する。

ブッシュェル、ガロンおよびエール⁽¹⁶⁾の原器は、鉄からなる国王の印章によつて封印され、安全に保管されるものとする。その違反者には、一〇〇ポンドの罰金が科せられる。国王の度量衡に合致し、かつシア(shire)の都市の印章が刻印されていない限り、いかなる度量衡も存在してはならない。刻印がなされておらず、市長またはベイリフの検認を受けていない度量衡により売買をなした者は、厳罰に処されるものとする。すべての都市のすべての度量衡は、大なるものから小なるものまで、年に二回の検認を受けなければならない。二重の度量衡を使用した者、すなわち、大なる度量衡を用いて購入し、小なる度量衡を用いて販売した者は、投獄され、厳罰に処されるものとする。

ブッシュェル、ガロンおよびエールの原器は、市長およびベイリフならびにその市の六名の法になつた者の面前

で封印され、保管されるものとする。

パンおよびエールの販売に際しても、これに合致した度量衡が使用されなければならないのは、当然のことである。

二 パンのアサイズおよびエールのアサイズの運用

パンのアサイズおよびエールのアサイズの運用を実際に担ったのは、特権を与えられたバラであり、地方の領主であった。⁽¹⁷⁾ たとえば、一二七四年から一二七五年にかけてエドワード一世が行った調査の、Yorkshire についての記録には、「かつてよりパンのアサイズおよびエールのアサイズを実施する特権を有している」とする地方領主らの主張が数多く見られる。⁽¹⁸⁾

そして、これらアサイズに関しては、違反者の告発も、パンの重量やエールの価格の決定も、原則的にはその地域のリート裁判所 (court leet) で行われるものとされていた。⁽¹⁹⁾

(1) パンの重量およびエールの販売価格の決定

それでは、まず、どのような手続きのもとで、パンの重量およびエールの価格が定められていたのかを、「さらし台の決定」の規定からみることにする。

まず、六名の法になつた者が、町のすべての液量用の度量衡、すなわち、ブッシェル、ハーフ・ブッシェルおよびクォータ・ブッシェル、ガロン、ポトル、クォートを、酒場およびその他の場所から収集し、また、町および裁判においてパン、すなわち、あらゆる種類のパン一斤を計量するための、重量用の度量衡、すなわち、ポンド、ハーフ・ポンド、およびその他のそれ以下の重量用度量衡を収集するために、誠実に宣誓するものとする。すべての度量衡について、そして、すべてのパンについて、その所有者の氏名が明確に記されていなければならない。同様に、彼らは製粉所の度量衡を収集するものとする。これらのことがなされた後、一二名の法になつた者が、国王のために、下記の事項についてなされる、彼らに対する質問に誠実な回答を行うことを宣誓するものとする。秘密の事項については、秘密裏にかつ私的に回答するものとする。そして、ベイリフは、すべてのパン職人および醸造人を、自己の度量衡および記名されたすべてのものを所持した上で出廷させるよう、命じられる。

まず、小麦の価格、すなわち、最近の市において四分の一ポンドの最良の小麦、二番目の小麦、および三番目の小麦がそれぞれいくらで、ならびに大麦およびオート麦がいくらで販売されたか。

次いで、パン職人のパン、すなわち、それぞれ最良の小麦、二番目の小麦または三番目の小麦を使用した上質パンおよびその他のパンがいくらで販売されたか。

さらに、パン職人がアサイズおよびパンの重量を変更することとなる、小麦の価格にどれほどの増減があるか。

さらに、自らが報告したクォータの小麦の価格に照らし、一ファージングの上質パンおよびその他の種類のパンすべてがどれほどの重量を有すべきか。

さらに、パンの重量に不足がある場合、パン職人が罰金を科され、または裁判所の法および慣習に従い、さらに台に送られるものと判断されるべきか。

さらに、官吏またはベイリフが、賄賂により、当然のものとしてすでに判断され、または判断されるべきさらに台および刑具の処罰を免除しているか。

さらに、必要とあらば、男または女に身体的危険無く利用することのできる、市の特権に付属する、十分な強度を持ったさらに台が町に存在するか。

さらに、町の裁判所におけるエールのアサイズについて、それがどのように設定されているか、およびそれが遵守されているか否か。遵守されていない場合には、醸造人は、どれほどアサイズに反して販売したか。醸造人が、アサイズに反して販売した場合には、その者は、その氏名を明確かつ公けに報告され、違反ごとに罰金を科され、または刑具に処すよう命じられる。

さらに、ある度量衡に基づいて販売し、別の度量衡に基づいて購入する者がいるか。また、不正な度量衡を利用している者がいるか。

以上のことから分かるように、穀類の時価を調査し、それに応じた適切なパンの重量およびエールの価格を決定するのは、しばしば陪審の役割であった。このことを明確に示す記録は、実は、それほど容易には見いだせないのであるが、たとえば、一四四六年五月三日の「Tamworth」の裁判記録には、「パンおよびエールの価格についての命令が、陪審により提示された」とある。⁽²⁰⁾ いずれにせよ、パンの重量およびエールの価格は、通例、裁判所の命令として公布されることになる。⁽²¹⁾ ただし、時代および地域によっては、裁判所以外の命令として公布されることも希

ではない。⁽²²⁾

(2) エール・テイスタ⁽²³⁾ (ale-taster)

アサイズの特権を有しているほとんどの地域では、右記の手続きで定められたアサイズの状況を日常的に特に監視する、エール・テイスタが選出されている。このエール・テイスタは、その職務内容については、どの地域においてもおおそ共通しているが、細かい手続きなどについては、地域によってばらつきがある。たとえば、その選出については、「年に一回、その地域の商人の中から二名」とされることが多いが、Toothing Beckのように、一名しか選出されない地域も存する。ただし、いずれの場合でも、エール・テイスタ選出の事実上は、新たなエール・テイスタの氏名とともに（場合によっては、前任者の氏名も）裁判所において報告される。⁽²⁴⁾ 一方、エール・テイスタが常時存在していたわけではないと推察される地域もある。そのような地域では、必要に応じてエール・テイスタと同様の性質を有する官吏が選出されていたようである。⁽²⁵⁾

エール・テイスタの基本的な職務は、各醸造人をめぐって、エールを検査し、それが上質で人体に害のないものであるかを検査することである。清潔な水の確保が困難であり、エールが日常的な飲料であった時代には、きわめて重大な任務であったとされる。⁽²⁶⁾ また、エール・テイスタは、エールの検査の他にも、パンの検量も行い、それらの結果に基づき、質の悪いエールや重量の不足しているパンなどを、アサイズ違反として裁判所に告発した。ただし、検査の場所および時期に関しても、さまざまにバリエーションが存する。たとえば、Sandwichでは、議会が開催される際に、パンが販売されるあらゆる場所に官吏が派遣され、当該官吏によって収集されたパンは議会において検査されるとある。⁽²⁷⁾ さらに、Wineyでは、裁判所に出廷せず、同裁判所において検量されるべきパンを持参

しなかったことを理由として、パン職人四名がそれぞれ一二ペンスずつの罰金を科せられていることから、パン職人自ら裁判所にパンを持ち込む義務を負っていたと思われる。⁽²⁸⁾そして、London 市では、「パンの検量がなされるときには、オープンから出したばかりのパンの重量が量られた」とある⁽²⁹⁾ので、エール・テイスタの方が検量に出向いたものと判断される。

また、アサイズ違反の告発についても、エール・テイスタではなく、十人組や陪審がこれを行う場合が存する。⁽³⁰⁾

なお、Tooting Beck のエール・テイスタは、その人数以外にもいくつかの特色がある。それは、エール・テイスタが、醸造人の中から選出されていたと考えられることである。一三九四年二月から一四二二年四月までの裁判記録では、少なくとも三名の者の氏名を、エール・テイスタと罰金を科せられたアサイズ違反者の双方の中に見いだすことができる。さらに、エール・テイスタが、アサイズ違反者として自分自身を告発していることすらある。⁽³¹⁾これらのことから推測される意味については次項でふれることにする。

エール・テイスタの職務に協力しないことは、罰金刑の対象となる。また、職務を遂行しないエール・テイスタにも、罰金が科せられ、多くの場合、そのエール・テイスタに代わり、別の者が選出される。⁽³²⁾また、一部の裁判記録では、陪審がエール・テイスタの告発の誠実性について担保することがある。たとえば、一四五七年四月二六日の Tamworth の裁判記録には、「二名の陪審は、エール・テイスタが健全かつ誠実に、すべての事項につき報告をなしており、何事も隠匿していないと報告した」とある。⁽³³⁾これは、インクエストなどにおいて陪審が「今回、告発すべきことはなにも存せず、万事が健全である」⁽³⁴⁾(omnia bene)と報告する実務から派生したものであろうが、アサイズ違反に限ってこのように報告するのはめずらしい例である。

(3) 常時営業のパン職人 (common baker) および常時営業の醸造人 (common brewer)

一四世紀の中葉まで、とりわけエールについては、比較的多くの者がその醸造を行っていたが、それらの者のすべてが、常時、醸造を行っていたわけではなかった。その後、パン焼きおよび醸造が、少数の者の手に集中するに従って、常にパンを焼き、またはエールを醸造する者が登場してきた。⁽³⁵⁾ この「常時営業のパン焼き職人」および「常時営業の醸造人」は、一四世紀後半から一五世紀の裁判記録に多くみることができ。たとえば、「Tooling Beck」では、常時営業の醸造人とそれ以外の醸造人は別個にアサイズ違反を告発され、その告発者も、後者がエール・テイスタであるのに対し、前者は十人組の一名になっている。⁽³⁶⁾ さらに、一五五三年の Winney の記録は示唆に富む。そこでは、三月三日に、Nicholas Alen に対して罰金が科せられている（金額は記載されていない）が、その理由は、「常時営業のパン職人のため (for common baker)」である。さらに、次の六月二日の裁判では、Richard Grene が、「常時営業のパン職人であることを許」⁽³⁷⁾ されている。このことは、前者が、免許を有していないが故に処罰され、逆に、後者が、免許を取得したことを意味すると考えられる。そして、長期の免許を取得した者は、「過度に質の悪い」パンを焼き、またはエール醸造しない限り、アサイズ違反の告発を免れることがあった。⁽³⁹⁾

右のことに関連して、アサイズは、事実上の免許としても機能していたとの指摘がある。ベネット (Judith M. Bennett) は、すべての醸造人の氏名を挙げた上で、単に「アサイズに違反した」として罰金を科すという、半ば定式化したアサイズの運用は、利益を得るためのフィクションであることもあったと主張する。つまり、実際にアサイズに違反していると否とを問わず、すべてのパン職人または醸造人から、一定額の「罰金」を徴収することがあったのである。また、一四世紀の Stockton では、醸造人が一回の醸造につき等しく四ペンスを科せられ

ていることを例に挙げ、アサイズ違反の有無ではなく、醸造の頻度に従って罰金が科せられていた地域もあることを指摘している。⁽⁴⁰⁾

こうしたアサイズの実態は、記録には現れにくい。しかし、パンおよびエールの行商人 (tranter) という理由のみで二ペンスの罰金を科せられている事例や、醸造人がどれほどの頻度で醸造しているか知らなかったことを理由として、十人組に属する者に一二ペンスの罰金が科せられた旨の記録⁽⁴²⁾、さらには、前述した自分自身を告発している Tooting Beck のエール・テイスタの例などは、この事実上の免許制としてのアサイズを前提に考えると、理解しやすくなる。

最後に、常時営業のパン職人および醸造人の登場は、パンおよびエールの供給がそれらの者に大きく依存すること意味し、また、それらの者のギルド化につながるものでもあることを指摘しておきたい。つまり、それは、これまでのパンのアサイズおよびエールのアサイズから一歩進んで、パンおよびエールの安定した供給の要請や、酒場の統制などへとつながるものなのである。たとえば、一四三六年の Norwich 市議会では、パンのアサイズが完全に市長の手中にあったことから、それまで認められていなかった親方の選択をパン職人に対して認めること、および、市民がパンを得られなくなるような事態が生じないように、パン職人は陪審候補として召喚されることが決定されている。

これまで、年四ポンドのパン焼き料 (furnage) は、ベイリフに対して支払われていたが、その支払いをめぐるパン職人とシェリフの間に疑念があり、争いがあつた。パン職人がパンを焼くことを奨励するのは、一層必要なことであるので、また前述のごとき疑念を回避するためにも、パン焼き料と称される四ポンドの代金

(rent) は、今後、同市のシェリフに支払われるものとする：。「さらに、」前述パン職人およびその継承者は、将来にわたり、毎年、同市の他の職人と同様に、前述した自己の職に関し、二名の親方を選出し、享受することができる。そして、当該親方は、自己が望む場合には、市長により行われるパンのアサイズの査定に同席でき「る。そして、これまで」前述した職にある者は、同市シェリフの面前に提出された訴えの当事者間のインククエストにおいて、同シェリフの面前に、陪審として選出されることを求められてきたが、同市に集い、そこに留まる一般市民の利益のために、前述した職に傾注すべきである。よって、前述の市およびその特許のもとにあつて前述の職に従事する者、およびその継承者は、今後、シェリフの面前において陪審として選出されることはない⁽⁴³⁾と決せられ、布告される。そして、前述の市の市長が、パンのアサイズを査定する際には、前述査定の直前の市において、Norwichの市で販売される最上の麦の最も高い値に従つてパンのアサイズを査定するものとされる。

三 パンのアサイズおよびエールのアサイズ違反者の処罰

前の項で述べたように、裁判記録などに現れるアサイズ違反の理由に関する記載は、とりわけ一四世紀にあつては、単に「アサイズに違反したため」とされることが多いのであるが、パンやエールに関する制度の発達とともに、その記載が多様になってくることも、一面においてまた事実である。たとえば、一五六四年四月から一五九九年一〇月までのPeterboroughの十人組検査記録には、単に「アサイズに違反した」との記述だけでなく、「パンの計量を拒否した」、「質の悪いパン (panis ferida) を販売した」、「エール・テイスタの職務を妨害した」、「エールをエール・テイスタに提供することを拒否した」、「刻印のない度量衡を用いてエールを販売した」、「許可なしに

エールを販売した」など、パンのアサイズおよびエールのアサイズに関して様々な処罰理由が記載されている。⁽⁴⁴⁾ むろん、その本質からみれば、純粹にアサイズ違反と考えられるのは、パンの場合には、重量の不足および質の悪さであり、エールの場合には不当な価格および質の悪さということになるであろう。

そして、そのようなアサイズ違反に対して「さらし台の決定」が予定していたのは、罰金刑と不名誉刑である。すなわち、「パン職人または醸造人が前述のアサイズを遵守しなかったとして有罪とされた場合で、それが過度に悪質でない場合には、一回目、二回目および三回目の違反については、違反に応じて罰金が科せられるものとする。しかし、違反が悪質で、頻度が高く、更正の余地がないであろう場合には、不名誉刑、すなわち、パン職人はさらし台に、醸造人は刑具⁽⁴⁵⁾またはその他の矯正処置に処せられるものとする」と規定されている。また、「パンおよびエールのアサイズ」は、「過度に悪質」の内容をもう少し具体的に規定しており、偽った重量が二シリングを超えるか否かをその基準としている。

記録を見る限り、実際には、罰金刑および不名誉刑の他に、パンまたはエールの没収があり得た。次に、これらアサイズ違反者の処罰の実態についてみることにする。

(1) 罰 金

結論からいえば、ほとんどのアサイズ違反は、罰金刑をもって処理されている。これは、地方領主が、アサイズ違反者から徴収される罰金を確実な財源として期待していたこと、もしくはアサイズが事実上の免許であること、またはその双方と関係するものと思われる。いくつかの例をもとに、そのことを検証することにする。

まず最初に、Wakefield マナを例にとる。Wakefield では、一三四八年十一月二六日に、七三件の告発があり、

そのうちの五二件がパンのアサイズまたはエールのアサイズ違反に関するものであった。⁽⁴⁶⁾ 徴収された罰金額で見ると、約四五〇ペンスの内、三〇〇ペンス近くがアサイズ違反で徴収されたことになる。そのアサイズ違反の中でも、パンのアサイズ違反は六件にすぎず、科せられた罰金の額は、三ペンスおよび一二ペンスが各二件、四ペンスおよび六ペンスが各二件となっている。また、二回以上の違反を告発された者はいなかった。一方、エールに関しては、件数も多く、罰金の額の多様性も増す。それをまとめたのが左表である。当時、Wakefieldではハーフ・ペニーで醸造されるエールと一ペニーのものと二種類が存在したらしいことがわかるが、罰金の額をどのような基準で算定していたかは、ほとんど理解できない。ハーフ・ペニーのエールよりも一ペニーのエールの方が、罰金が高い傾向にあり、違反の回数が必ずしも罰金の額に反映されていないことなどから、おそらく、違反醸造によって得られた利益とのバランスを考慮して、罰金の額を決めていたものと推測される。

エールの種類および違反回数		罰金の額					
		ハーフ・ペニー		一ペニー・エール		一ペニー・エール	
合	計	一回		二回		二回	
		常習		一回		一回	
		免除		二ペニー		三ペニー	
		3件		2件		1件	
		7件		2件		5件	
		1件		7件		2件	
		13件		1件		5件	
		9件		2件		1件	
		9件		8件		1件	
		4件		4件			

同じ Wakefield でも、一五三七年一〇月一三日には、わずか二件のパンのアサイズ違反と三件のエールのアサ

イズ違反が告発され、それぞれに二ペンスずつが科せられたにすぎない⁽⁴⁷⁾。告発の件数および罰金額のバリエーションともに、著しく減少している。一五世紀の史料がないため、確証に基づいた結論を導き出すことはできないが、前の項で述べた免許制または常時営業のパン職人および醸造人と関係しているのではないだろうか。事実、同じ裁判記録の中には、「国王のパン職人」が、マナの慣習に反してパン焼き小屋に行くことをやめてしまった七人の女性について、町のインクエストを求めたことが記されている。その記録によれば、陪審は、右記の女性および常時営業のパン職人に奉じるすべての者が、常時営業のパン焼き小屋以外ではパンを焼かないよう罰を科し、同時に、パン職人も、パン焼きにおける自己の義務を果たすよう罰を科したとされる。

次に、左の表は、一四〇八年から一四一八年までの Adderbury のマナ裁判所記録の中から、エールのアサイズ違反の記録を時系列的に並べたものである⁽⁴⁸⁾。なお、同記録中には、パンのアサイズに関する記述はない。

違反者の氏名	違反の回数／罰金の金額					
Johannes Gille Sr.	三回／六ペンス	四回／四ペンス				
Johannes Gille Sr.?			六回／六ペンス			
Willelmus Webbe	一回／二ペンス	一回／二ペンス				
Margareta Kryght			二回／二ペンス	三回／三ペンス		
Johannes Caunbrug			一回／二ペンス	二回／二ペンス		
Richardus Asser				一回／二ペンス		
Richardus Palle				四回／四ペンス	二回／四ペンス	

Johannes Gryndere				一回／二ギンス	二回／四ギンス		
Johannes Kryght				一回／二ギンス	二回／二ギンス		
Thomas Cok				一回／二ギンス			
Thomas Dawe					EO回／EOa		
Agnes Brygge						二回／四ギンス	
Thomas Gylles						一回／二ギンス	一回／二ギンス
Petrus?						一回／二ギンス	
Willelmus Bathe						一回／二ギンス	
Agnes atte Nasshe							一回／二ギンス

Thomas Dawe に科された罰金に関しては、その回数も金額も多すぎるが、Wakefield のそれと比した場合、全体的に金額が低い。ここでも、Wakefield の場合ほどではないにしろ、罰金の金額の算定基準や違反の回数と金額との関係はほとんど見えてこない。

この他の裁判記録をみても、特に一四世紀および一五世紀には、アサイズ違反者に対する罰金刑の実態は大きく異ならない。総じてその金額は、低く抑えられており、違反の回数に大きく影響されない。「パンおよびエールのアサイズ」などにおける、違反回数に関する規定は、全く意味をもたないようである。

「全く醸造しないよりも、醸造した上で、罰金を科せられた方が、収支の上ではよいこともあり、…尊敬されるべき地位にある尊敬すべき住人が、しばしば「アサイズ」違反者となっている」⁽⁴⁹⁾との指摘もあるように、結局、パ

ン焼きや醸造自体を思いとどまらせるほど高額な罰金は科さず、広く薄く徴収することが、アサイズを運用する者にとっても利益になることであつたのであろう。ただし、一六世紀における一部の記録には、罰金の科し方についても多少の多様性がみられるものもあることを注記しておく。⁽⁵⁰⁾

なお、アサイズ違反で罰金を科せられるのは、パン職人および醸造人だけではなく、酒場の経営者 (trippler, inn-keeper) などの販売人もその対象となる。⁽⁵²⁾ 一六世紀の Witney では、そういった者にも適用されることを明示した上でアサイズを命令として発布している。⁽⁵³⁾ また、裁判を逃れようとするアサイズ違反者を受け入れ、比護を与えることも、当然処罰の対象となる。⁽⁵⁴⁾

(2) 不名誉刑

一方、「さらし台の決定」をはじめとするいくつかの文書が、アサイズ違反者に対してさらし台または刑具による刑罰を科する旨を明確に規定しているにもかかわらず、さらし台や刑具による処罰の記録は、ほとんどみられない。

この点について、London 市とそれ以外の地域では異なるとする指摘がある。すなわち、「エドワード二世の治世では、London 市のシェリフは、アサイズ違反のパン職人から罰金を徴収することを禁じられていたため、他の地域よりも厳しく処罰された⁽⁵⁵⁾」というものである。具体的には、London 市では、重量または質のいずれかに問題のあるパンが発見された場合、パン職人は、一回目は、すのこに乘せられ、London 市庁舎から、もつとも人の多い通りを経て当該パン職人の自宅まで引き回された。二回目は、市庁舎から、市場 (Chepe) の大通りを経て、さらし台まで引き回され、少なくとも一時間、さらし台に留め置かれた。三度目は、引き回された後、パン焼きのオ

ーブンは取り壊され、二度とパン職人として商いを行わない旨を宣誓させられたとされている⁽⁵⁶⁾。

しかし、それでも、地方において不名誉刑の記録がほとんどない事実に変わりはない。これは、さらし台による処罰の場合、「金銀をもって贖うことは許されない⁽⁵⁷⁾」とされていたため、地方領主にとって収入につながる不名誉刑が避けられたものと考えるのが自然であろう。たとえば、次に示す一五六〇年の Peterborough の司教座聖堂参事会および聖堂参事会長に対するインクエストの記録などは、消極的ながらそれを裏付けるものといえよう。

前述大修道院長が、いかにペイリフおよび官吏を用いて、パンのアサイズおよびエールのアサイズの違反者を処罰していたかを質され、陪審は、あるときには罰金を科すことにより、またあるときには、刑具を利用することによると答える。また、正当にそうすべきときには常に、彼は刑具を用いて処罰していたかを質され、陪審はそうではないと答える。さらに、すべての場所において刑具による処罰がふさわしい違反者に科せられた罰金の総額を質され、二ハシリングハペンスにのぼると答える。陪審により、大修道院長が Oxney そばの Northam の市場において、そこで有罪となったパンのアサイズおよびエールのアサイズ違反者を適切に処罰するための刑具を有していないことを認定したので、また、すべての十人組検査において、刑具による処罰および拘束を行うべき事件にあっても、何度も違反者から罰金を徴収していたことが明らかにになり、さらに、市場妨害に関し有罪となった者を、常に罰金刑をもって処罰し、刑具の利用や、市場への参加の拒否などといった、そのような事件にあつては必要と考えられる罰を科さなかったことを認めたので、Northam の市場、すべての十人組検査、および市場妨害に対する特権は、国王の手に納められ、大修道院長は罰金刑に処せられることが示される⁽⁵⁸⁾。

(3) 没 収

没収については、前述のように、ヘンリ三世治世の三つの法律文書には規定がないものの、いくつかの裁判記録の中にそれが実施された跡を見いだすことができる。

まず、ソルター (H. E. Salter) によれば、Oxford においては、質の面で不完全なパンは没収された上で、適当な価格で販売されていた。そして、その場合には、それ以外の罰が科せられることはない。たとえば、一三二六年四月二八日の記録には、重量においては問題がないが、質に問題がある七ペンスの価値を有するホース・ブレッド⁽⁵⁹⁾ (Horsebread) が没収されたとある。一方、重量において不完全とされるパンには、罰金が科せられるのが通例であり、没収されることはまずないとされる。たとえば、一三三七年一〇月三十一日には、クックト・パンについて、重量不足の告発が四件記録されているが、当日に没収されたパンのリストの中に、クックト・パンは記されていないのである。⁽⁶⁰⁾

また、一四八二年一月九日の Southampton では、二シリング六ペンスの重量不足の白ハーフ・ペニー・パンについては、三ペンスの罰金が科せられる一方、一〇シリング六ペンスの重量不足の一ペニー小麦パンについては、没収されている。さらに一月一五日には、Romsey のパン職人が焼いたハーフ・ペニー小麦パンの重量が不足しており、さらに一ペニー小麦パンの重量も不足していた。そこで、七ペニーに相当するパンを没収し、それらを囚人に送ったとある。⁽⁶¹⁾ Southampton では、このように没収されたパンが囚人に送られたとする記述が他にもみられる。

さらに、一五五三年一月一〇日の Winney の記録では、裁判所が、パンのアサイズに二回違反した者に、一シリングの罰金を科した上で、今後、アサイズを遵守しない場合には、パンを没収すると申し渡していることがわ

(62)
かる。

没収がいかなる基準で実施されていたのかは、必ずしも明確でないが、アサイズ違反者に対する罰としては、補足的なものに過ぎなかったであろうと判断される。

四 パンのアサイズおよびエールのアサイズと陪審との関係

これまで述べてきたことから、パンのアサイズおよびエールのアサイズと陪審は、様々な局面で関係していることがすでに理解できるが、ここでは、もう少し深くその関係について検討することにする。

すなわち、パン職人および醸造人に直接的な影響をもたらすパンの重量およびエールの価格の決定を、リート裁判所の陪審が行うとするならば、その者たちは陪審から排除されたのであろうかということである。残念ながら、これまでのところ、このことに明確な答えを与えてくれる史料を見いだせてはいないが、まず、次のことを指摘しておきたい。

すなわち、一四世紀から一五世紀にかけては特に、パンを焼き、もしくは販売し、またはエールを醸造する者の圧倒的多数は女性であったということである。したがって、アサイズに違反したとして処罰される者も圧倒的に女性が多くなるが、当時、女性は、基本的に陪審員たり得なかった。むしろ、男性がそのほとんどを占める常時営業のパン職人や醸造人が陪審に組み込まれる可能性はあるが、その一方では、前述の Norwich の例のように、別の理由からパン職人が陪審から除外されている例も存するのである。

さて、この点については、一二四八年から一三五五年までの約一〇〇年間にわたる、Oxfordでのアサイズをめ

ぐる大学と市との間の紛争が、興味深い事実を提供してくれる。紛争の流れを整理すると次のようになる。

まず、一二四八年に、国王は、大学に特権を認める特許状において、「大学の平和と安定、そして利益のため」⁽⁶³⁾として、パンのアサイズまたはエールのアサイズ違反で市民が審理されるときには、大学の総長 (Chancellor) または学生監 (Proctor) が、その希望に応じて当該審理に自ら出席し、または代理を出席させることを可能とするために、常に前日に通知がなされなければならないことを認めた。

一二八五年には、エドワード一世が令状を発し、アサイズに反していると認定されたパンおよびエールはすべて国王のもとに没収されること、ならびに、市長およびベリフが、正当に罰金を徴収しない場合には、城守が代わってそれを徴収することを宣言した。ただし、これは、前述のように没収という措置がアサイズ違反に対する罰として一般的でないということだけでなく、国王のもとに没収するのは、アサイズに関する市の権限を侵害し、無用な対立を惹起する可能性があることから、一時的措置にとどまらざるを得なかった。事実、一三〇一年三月には、アサイズは大学の学生監またはその代理の面前において、必要に応じて審理され、城守は今後関わらないものとする命令が、シェリフに対して発せられ、右の令状は、事実上廃されることとなった。

その間、一二九八年に、大学は、エールのアサイズに関する審理を年一回行う特権を有しているにも関わらず、市民がそれを認めないと主張し、さらに、一三〇五年および一三二一年には、アサイズが正当に遵守されておらず、罰金も正しく徴収されていないと主張している。一三二一年の主張の中では、さらに台に拘束されるべきとの判決を受けたパン職人が、本来は一時間拘束されるべきところを、台上にあがって、すぐに降りるだけで許されたとも指摘している。そして、一三一五年に、今度は、制定法の求める刑具による処罰が醸造人に対して正当に科されていないと主張するのである。

ついで、一三二〇年に、大学は、パン職人および醸造人に対する罰則が、違反者に有利に許されているとし、犯罪の記録の写しを大学総長が持つことを可能にするよう求め、さらに、穀類の価格など、アサイズに関わる事項を決定する陪審について、総長と市長が共同でそれを選出するよう求めている。

一三二四年三月、国王は、アサイズの運用に関しては、総長と市長が共同して行うことを認め、一三二七年および一三三六年の再確認を経て、最終的に、それは永続的なものとして認められるに至った。しかし、一三三九年に、市長と総長の間に争いが生じ、一方が設定した日時と場所を他方が拒否するという事態に陥っている。そして、一三五五年に、ついに、アサイズの運用は、総長にのみ認められるものとされた。⁽⁶⁴⁾

実は、このような紛争は、Cambridgeでも見られる。Cambridgeでは、一五二七年に、ベイリフが、パンのアサイズ、ワインのアサイズおよびビールのアサイズに関して、大学と争い、大学のリート裁判所により指示された度量衡の使用を拒否し、その結果、他の商人もその使用を拒否する事件が生じている。⁽⁶⁵⁾

それ以降も、一五五〇年には、法律が定めた価格以外ではこれ以上の醸造は行わないと主張し、醸造人が大学の副総長が定めたエールの価格を拒否した事例が存する。副総長は、醸造人らを一晚投獄し、翌朝、彼の定めた価格を受け入れさせるか、または、受け入れない場合には、国王の名のもとに醸造することを命じるよう、大学の官吏を彼らのもとに送ったが、醸造人らは、監獄から出ることを拒否して、官吏を副総長のもとに送り返している。結局、両者は、枢密院およびその顧問官であるサマセット公 (Somerset) の判断を仰ぎ、同年の二月六日には、次の内容を含むサマセット公の書状が副総長に送られている。

：我々は、…よりよき執行のために、我々の職権および権威の力のいくらかを貴君に授けるのがよいと考え、

貴君が、我々の代理としての経験および知識の豊富な者たちを受け入れることを求めるものである。これは、それらの者の助言により、貴君が理にかなうと思料する価格をビールおよび日用品につき設定し、かつ課するためのものである。当該価格に反するを試みる者があらば、直ちにその者を投獄せよ。さらに、さらし台をもつて処罰せよ。また上記処罰で強制し得ぬ者があらば、我々に知らしめよ。我々は、必ずや、同類を避くための最終措置を講じるであろう⁽⁶⁶⁾。

これらは、大学と市という二つの権力が存在する場合、しばしば、パンのアサイズおよびエールのアサイズに関する両者の利害が一致しないことの証左である。そして、少なくとも Oxford の場合は、基本的に市の人間である陪審は、「市民」の側につき、「仲間」たるパン職人および醸造人に、アサイズ違反の罰金を科すことを望まなかったのである。そのため、大学は、審理への出席や陪審の選定に固執したのである。

五 パンのアサイズおよびエールのアサイズの評価

実際に、パンのアサイズおよびエールのアサイズは、かなり多様な側面をもった制度であり、それらをどう評価するかは、それ自体複雑な問題である。確かに、Oxford の例に見るように、結果として市民（むろん、中世的な意味でのそれ）の利益を守るよう機能したかのようにみえる例も存するが、「市民の利益を守る仕組み」⁽⁶⁷⁾とするだけでは、一面的な評価といえよう。そもそもアサイズは、パンやエールの価格を低く抑えるための制度ではなく、それらの価格が小麦のそれと一致するようにする価格統制の制度であり、本質的には領主の経済的利益を確保する

ための制度であったのである。

それでは、これらのアサイズと陪審との関係をどう評価したらよいであろうか。基本的には、告発陪審とその前身である「情報提供者としての陪審」ということになるが、形式的にであれ、小麦の価格に基づいてエールの価格を決定し、度量衡の正当性を確認し、エール・テイスタの職務に過誤がないことを担保する点では、より地域や生活に密着する可能性を有しているとも考えられる。それが端的に現れたのが、Oxford の件なのである。しかし、これをもって陪審が「民主的」制度であったと考えるのは、パンのアサイズやエールのアサイズを「市民の利益を守る仕組み」と評する以上に短絡的である。だが、本稿で挙げた例からいくらかは明らかに「陪審」というのは、実は政治性を内在している」ということは、記憶されるべきである。

パンのアサイズおよびエールのアサイズそのものに関しても、また、それらアサイズと陪審との関係についても、本稿はそれを概観したにすぎない。史料をさらに精査し、アサイズの歴史の変遷を跡づけること、および陪審員とパン職人および醸造人との関係を明確にすることが今後の課題となる。

(1) *Assize of Clarendon* をクラレンドン法と訳するのであれば、パンのアサイズおよびエールのアサイズは、それぞれパン法およびエール法とすべきであろう。しかし、それらは、単に法律を指すだけでなく、しばしばその法律に基づいた制度をも意味する。したがって、本稿では、パン法およびエール法とはせずに、「パンのアサイズ」および「エールのアサイズ」とアサイズをカタカナ書きにすることとした。さらに、正確に言えば、エールとビールは同じものではない。しかし、アサイズでの扱われ方において両者に差はないので、本稿では、両者の厳密な区別はせず、また、原則として史料（およびその英語訳）の表記をそのまま活かし、エールまたはビールの一方に表記を統一することもしなかった。ただし、エール・テイスタという用語が広く見いだされるのに対し、ビール・テイスタの語はほとんど見いだせないことから判断されるように、一般的な用法は、ビールではなく、エールであろうと思われることから、本稿でも、現在ではややオールド・スタイルになったエールの方を一般的に用いた。

- (2) 最近の研究では、女性史の立場から醸造人の歴史を詳細に検討した JUDITH M. BENNETT, ALE, BEER, AND BREWSTERS IN ENGLAND (1996) が、その一部でエールのアサイスについて概観している。経済史的観点からパンのアサイスを扱った論文として W. THWAITES, THE ASSIZE OF BREAD IN 18TH-CENTURY OXFORD (1986) がある。
- (3) 1 SIR WILLIAM HOLDSWORTH, A HISTORY OF ENGLISH LAW (1903) 179.
- (4) 12 ARCHAEOLOGIA CANTINA (1878) 321.
- (5) 1 STATUTES OF THE REALM 1235-1377, at 199-204
- (6) BENNETT, *op. cit.* *supra* note 2, at 99. Winney のミラ裁判所に関するホルトへの説明もこのことを裏付けている。すなわち、「[Winney の領主である Winchester の主教が] が、かつてこのような形でミラ裁判所の裁判権を許されたかを示す特許状は残存していませんが、一二五六年には Taunton Winney Alresford および Farnham 市民の特権および慣習を、新たな都市 Newton に対しても賦与している。これらの特権、すなわち、自身の裁判所において、かつ自身のベイリフの面前において裁判を行う権利、逮捕・拘留を行い、かつ年一回のハントレット裁判所以外には、他の主教裁判所に出廷することから自由である権利、ならびにパンのアサイスおよびエールのアサイスを運用し、違反者を処罰する権利は、一二四九年の Farnham に対する特許状の中に規定されています。』 JAMES L. BOLTON & MARJORIE M. MASLEN, CALENDAR OF THE COURT BOOKS OF THE BOROUGH OF WINNEY 1538-1610, 54 THE OXFORD RECORD SOCIETY (1985) xi.
- (7) 23 HENRY VIII c. 4, 3 STATUTES OF THE REALM 1509-1545, at 366-368.
- (8) ANTHONY HEWITSON, PRESTON COURT LEET RECORDS (1905) 2-3.
- (9) パンのアサイスは 8 Anne c. 19 にて廃止されたが、その法律自体も 31 George II c. 29 により廃止された。ジョージ二世の法は、パンのアサイスに関する既存の法をすべて廃止したが、リート裁判所の管轄権を存続させ、かつ、実際にはパンの価格および重量を設定するこれまでの慣例は継続されたので、アサイスが作成された場合には、リート裁判所がその違反の告発を受け、処罰するところであった。 J. RITSON, THE JURISDICTION OF THE COURT LEET (2nd ed. 1809) 28-30.
- (10) 6 & 7 WILLIAM IV c. 37.
- (11) 本稿で述べられている単位を理解を容易にするために、一覧表を左に示す。なお、表の作成は、ベネットの著書および The Assize of Weights and Measures (31 Edward I) に基づく。 BENNETT, *op. cit.* *supra* note 2, at xv and STATUTES, *op. cit.* *supra* note 5, at 204.

〈通貨の単位〉

一ポンド (pound, l.) = 二十シリング (shilling, s.)
一シリング = 十二ペンス (pence, d.)

一ペニー 1/2 × ハーフ・ペニー 1/4 × ファーディング (farthing)

成人男子の一日の稼ぎ 一三〇〇年…一と二分の一ペニ

一四〇〇年…三ペンス

一五〇〇年..四ペンス

一六〇〇年..八ペンス

※女性の賃金はおおよそ男性の二分の一から四分の三である。

へエール（液量）の単位

一ガロン (gallon) = 八パイント (pint) = 四クォート (quart) = 二ポトル (pottle) = 四・五四六リットル

一バレル (barrel) 〓 四ファークン (firkin) 〓 二キルダーキン (kilderkin)

一バレル＝通例三三ガロン（エールの場合）＝三六ガロン（ビールの場合）

〔穀物（重量）の単位〕

一クオータ(quarter) || ハブツシエル(bushel) || 約二九〇リットル

一〇二一 (sterling) 乾燥小麦の穂の中程の穀粒三二の重量

一ポンド||一オンス
一オンス||二〇ペンス

(12) 英訳では三ポンド八シリングとされている。ラテン語原文の六八シリングと通貨としては等価であるが、貨幣を分銅とする制度からすると、必ずしも正しくない可能性もある。

(13) ARCHAEOLOGIA CANTINA, *op. cit.* *supra* note 4, at 332. 中の奥の巻頭には 2 H. E. SALTER ed., MEDIAEVAL ARCHIVES OF THE UNIVERSITY OF OXFORD, 73 OXFORD HISTORICAL SOCIETY (1921) 135-138.

(14) 註(8)で分かれるとおり、オンスが使用されていなかったわけではない。当時、一ペニー銀貨の重量が小麦のそれで表されていることから分かる通り、通貨と重量の単位は不可分であつた。

(15) ARCHAEOLOGIA CANTINA, *op. cit. supra* note 4, at 322.

(16) 布地の長さの単位

(17) ARCHAEOLOGIA CANTINA, *op. cit.* *supra* note 4, at 324. たとえば、一二七九年の国王令状により実施された巡察における Standlake の領主 John Maudut と関する記録には、当該領主がパンのアサイズおよびエールのアサイズ違反に対する裁判権を有している旨の記述が存在する。E. STONE & PATRICIA HYDE ed., OXFORDSHIRE HUNDRED ROLLS OF 1279, 46 THE OXFORDSHIRE RECORD SOCIETY (1968) 66.

(18) たとえば、Pickering ウォッシュンテイクでは、「Pickering の領主は…漂着物取得、絞首台 (gallows) ならびにパンのアサイズおよびエールのアサイズの特権を有している。Scarborough 市民は、パンのアサイズおよびエールのアサイズ、ならびに漂着物取得の特権を有しており、それがいかなる権限によるものか知らない。…Nicholas de Hasting, Peter de Gayola およびテンプル騎士団は、この一五一年間 Allerston におけるパンのアサイズおよびエールのアサイズの特権を有しており、それがいかなる権限によるものか知らない。Roger Bygot は、この一四一年間、Levisham における絞首台ならびにパンのアサイズおよびエールのアサイズの特権を有している。また York の聖堂参事会長は、この一〇年間、Pickering, Allerston および Ebberston におけるパンのアサイズおよびエールのアサイズの特権を有している」との陪審報告が記録されている。BARBARA ENGLISH ed., YORKSHIRE HUNDRED AND QUO WARRANTO ROLLS, 151 THE YORKSHIRE ARCHAEOLOGICAL SOCIETY RECORD SERIES (1996) 39.

(19) RITSON, *op. cit.* *supra* note 9, at 26-30.

(20) TAMWORTH COURT ROLLS (published privately) 161.

(21) たとえば、Bolton & Maslen, *op. cit.* *supra* note 6, at 154 など。

(22) たとえば、Strubridge 市の市の開催に際して、Cambridge 大学は、次のような内容を含む命令を發布している。2 CHARLES HENRY COOPER, ANNALS OF CAMBRIDGE 1546-1602, at 18-20.

また、すべてパン焼き職人は、大学の官吏により指示されるパンのサイズを遵守しなければならない。違反したパンは、没収される。国王の法律に従って違法なパンに関して過誤を認定されたパン職人は、三度の警告の後、主権者たる国王の法に従い、投獄およびさらし台の刑に処するものとする。

また、いかなる醸造人も、大学構内のこの場所で現在開催されている市において、一バレルの上質エールを二シリングの価格を超えて、また、一バレルの酒場用エールを一二ペンスの価格を超えて販売してはならない。質が良く、人体に害のないエール以外は、いかなるロング・エール (longe ale) レッド・エール、ロッピー・エール (troye ale) も販売されてはならない。違反したエールは、没収される。すべて醸造人は、いずれの所有であることを示す印を、バレルに刻印しなければならない

い。違反した者は、大学の官吏の裁量により、投獄および罰金刑に処せられるものとする。

- (23) ale-corner や ale-finder への表記もある。
- (24) RAY LOCK ed., THE COURT ROLLS OF WASHAM LE WILLOWS 1303-1350 (1998) 262 & TAMWORTH COURT ROLLS, *op. cit. supra* note 20, at 174 など。
- (25) たとえば、一四七一年三月八日の Norwich 市議会について、次のような記録が残されている。すなわち、「市長により市議会に対して、次のように告知される。常時営業の醸造人について、忌むべき苦情がこの市中に広まっている。その者たちが、弱くかつ質の悪いビールを醸造しているというものである。これにつき、前述常時営業の醸造人のなしたあらゆる醸造物を吟味し、査定するために、以下の者を選出する。この市の常時営業の醸造人は、ホップ、ゴール、または人体に悪影響をもたらすその他のものを用いて醸造してはならぬ。違反した者には、過酷な刑を科するものとす。」2 WILLIAM HUDSON & JOHN COTTINGHAM Tincey ed., THE RECORDS OF THE CITY OF NORWICH (1906) 100.
- (26) BOLTON & MASLEN, *op. cit. supra* note 6, at xxiii.
- (27) ARCHAEOLOGIA CANTINA, *op. cit. supra* note 4, at 326.
- (28) BOLTON & MASLEN, *op. cit. supra* note 6, at 88.
- (29) ARCHAEOLOGIA CANTINA, *op. cit. supra* note 4, at 325.
- (30) ナムス²⁵ T. F. HOSON, ADDEBURY "RECTORIA", 8 OXFORD RECORD SOCIETY (1926) 125 and TAMWORTH COURT ROLLS, *op. cit. supra* note 20, at 33.
- (31) ナムス²⁶ COURT ROLLS OF TOOTING BECK MANOR (1909) 131 and 171.
- (32) ナムス²⁷ LOCK, *op. cit. supra* note 24, at 104.
- (33) TAMWORTH COURT ROLLS, *op. cit. supra* note 20, at 165.
- (34) HOSON, *op. cit. supra* note 30, at 121-122.
- (35) BENNETT, *op. cit. supra* note 2, at 47.
- (36) ナムス²⁸ COURT ROLLS OF TOOTING BECK MANOR 131.
- (37) BOLTON & MASLEN, *op. cit. supra* note 6, at 18.
- (38) 同く Winney の裁判記録には「エールを売る免許の取得」について、明確に言及した記録も存在する。 *Id.*, at 195.

- (39) BENNETT, *op. cit. supra* note 2, at 160.
- (40) *Id.*, at 162.
- (41) COURT ROLLS OF TOOTING BECK MANOR 129.
- (42) PROCEEDINGS OF 24 MANOR COURTS OF MICHELMERSH, THE MANOR OF MICHELMERSH NEAR ROMSEY, HANTS 1248-1351 at 289.
- (43) HUDSON & TINGEY, *op. cit. supra* note 25, at 87.
- (44) W. T. MEADOWS & DAPHNE H. GIFFORD ed., ELIZABETHAN PETERBOROUGH, THE DEAN AND CHAPTER AS LORDS OF THE CITY (PART III OF TUDOR DOCUMENTS), 18 NORTHAMPTONSHIRE RECORD SOCIETY (1956) 60, 73, 131 and 135 など。
- (45) tumbrel は「一六世紀以降は、通例、懲罰椅子を指すが、それ以前については必ずしも明確ではない。この他にも trebuchet (trebuchet) castigatory (castigatorie) となった語が見られるが、これらについても、実態は推測の域を出ない。たとえば、パンやエールのメサイスのラテン語原文は、buchetum vel castigatorium とあるだけ、tumbrel にあたる語はない。また、英訳には trebuchit ならびに、tumbrel の語が最初に加えられている。さらに、前述したドゥームズデイ・ブックに見られる、ラテン語は cathedra stercoris であり、これは椅子であることが分かる。また、ウィリアム・アムトリューズは『刑罰の歴史』の中で、cucking stool と tumbrel の語を区分している。とりあえず、本稿では、これらを通じて「刑具」と称するものとする。WILLIAM ANDREWS, PUNISHMENTS IN THE OLDEN TIME (1881) 3-26.
- (46) HELEN M. JEWELL ed., COURT ROLLS OF THE MANOR OF WAKEFIELD FROM SEPTEMBER 1348 TO SEPTEMBER 1350, 2 THE WAKEFIELD COURT ROLLS SERIES OF THE YORKSHIRE ARCHAEOLOGICAL SOCIETY (1981) 31-33. 七三件の発令のうち、二件については内容が明確でないが、その配置から推測するに、エールのメサイス違反である。すると、アサイズ違反の告発の件数は、五四件となる。
- (47) ANN WEIKEL ed., COURT ROLLS OF THE MANOR OF WAKEFIELD FROM 1537 TO 1539, 9 THE WAKEFIELD COURT ROLLS SERIES OF THE YORKSHIRE ARCHAEOLOGICAL SOCIETY (1993) 69.
- (48) HOBSON, *op. cit. supra* note 30, at 116-126.
- (49) *Id.*, at 114-115.
- (50) たとえば、重量不足のパンにつき罰金を科せられた者に、一度とそのような過誤を起さないよう命じ、違反した場合には五シリングの罰金を科すると申し渡す例などがある。BOLTON & MASLEN, *op. cit. supra* note 6, at 5.

- (51) London 市のパン職人は、公けの市場以外でパンを販売することができなかった。その市場で、一三斤のパンを一二斤の価格で購入した、通例女性の小売人が各家庭を回ってパンを販売した。ARCHAEOLOGIA CANTINA, *op. cit.* *supra* note 4, at 325-326.
- (52) 販売人および酒場の経営者が罰金を科せられた例としては、LOCK, *op. cit.* *supra* note 24, at 37 & 1 THE MANOR OF CHILBOLTON NEAR STOCKBRIDGE, HANTS 1248-1433, at 152 など。
- (53) たとえば、一五六一年二月一九日の裁判では、「醸造人は、一ダースにつき二シリングで上質で合法のエールを販売し…、酒場の経営者は、室外では、一クォートにつきハーフ・ペニーでエールを販売することを命じる。違反した場合には、三シリング四ペンスの罰金を科する」ことが記録されている。BOLTON & MASLEN, *op. cit.* *supra* note 6, at 32.
- (54) たとえば、エールのアサイズに三回違反した者および一回違反した者にそれぞれ六ペンスおよび二ペンスの罰金を科した裁判では、そのうちの一名を受け入れた者に対しても二ペンスの罰金が科せられたと記録されている。HOBSON, *op. cit.* *supra* note 30, at 116.
- (55) ARCHAEOLOGIA CANTINA, *op. cit.* *supra* note 4, at 325.
- (56) *Ibid.*
- (57) STATUTES, *op. cit.* *supra* note 5, at 202-203.
- (58) MELLOWS & GIFFORD, *op. cit.* *supra* note 44, at 14-16. 彼は、結局失った権利および特権の再取得を一〇ポンドの罰金を支払うことと許されている。
- (59) 豆類やさまざまな原料として作られた、家畜（主として馬）用のパン
- (60) SALTER, *op. cit.* *supra* note 13, at 141.
- (61) R. C. ANDERSON ed., THE ASSIZE OF BREAD BOOK, 1477-1517 (1923) 2-^{co}.
- (62) BOLTON & MASLEN, *op. cit.* *supra* note 6, at 18.
- (63) I H. E. SALTER ed., MEDIAEVAL ARCHIVES OF THE UNIVERSITY OF OXFORD, 70 OXFORD HISTORICAL SOCIETY (1920) 19-20.
- (64) SALTER, *op. cit.* *supra* note 13, at 139-141. ただし、アサイズから得られる利益は、総長または学生監の臨時収入とされ、大学の収支には一切記載されていない。一方、アサイズの利益を奪われた市民が、地代の減免を求めるのは当然のことといえる。アサイズの運用が大学総長と共同となった一三二四年以降、地代の減免を求める請願が複数回にわたって国王に対してなされ、一三五二年の請願およびそれに基づく調査の結果、地代は五ポンド引き下げられた。

(65) I W. M. PALMER, CAMBRIDGE BOROUGH DOCUMENTS 146.

(66) COOPER, *op. cit.* *supra* note 22, at 49-52. 枢密院に対する申立てには、両者の言い分が添付されており、当時のエールのアサイズの状況が何われ興味深い。以下に、その一部を引用する。

醸造人：モルトが九シリングであるので、法律により一六ガロンを三シリング一ペニーとすべきである。

「大学の」回答：モルトは、ここ三年間、二シリングであり、上述ガロン「のエール」は、同法律により五ペンスで販売されるべきである。

醸造人：「そのような低い価格では」この職で生計を立てることができず、まったくの物乞いになるか、多くの者がこの職を放棄し、数人が逃亡するほかなくなる。

回答：彼らはみな、醸造によりまっとうな資産を有する者であり、その前任者も、それにより顕著に裕福になっている。

醸造人：慣習により、高貴な (noble) 飲料による利益のために大学に六ペンスを、高貴な飲料およびクリスマス飲料による利益のために町に四ペンスを支払っている。

回答：モルトの価格は、きわめて少額であったことはないが、記憶を超えた昔から慣習により、一六ガロンが二ペンス以下であったこともない…。

醸造人：法律に従って、大学および町に奉仕するために、製粉所にて義務を果たしている。

回答：我々は、法律の真の意思に従った申し出を拒否しない。したがって、彼ら自身およびその継承者は、義務を果たすことができる。

醸造人：大学は、「我々を」非常に過酷に処してきた。都市または町で他の食品を扱う者は、投獄されるといったひどい扱いを受けていない。

回答：我々からモルトを購入している London では、エールが二シリングで販売されている。一方、Cambridge では、二シリング五ペンスである。「大学」の長に対するそのような強情で、かつ侮辱するような行状は、投獄以上「の罰」に処せられて当然である。

醸造人：Cambridge のエールは、London のそれよりもはるかに強い。

回答：London のエールは、Cambridge のそれより人体に害が無く、質も良い。

醸造人：我々は「上質エール (good ale)」「ミックス・エール (carded ale)」「酒場用エール (hostile ale)」の三種類を醸造し

ているが、Londonでは一種類のエールが醸造されるだけである。

回 答…記憶を超えた昔に、彼らは、大学と町の上質な日用品「を提供する」ために、そうしており、当時のもつとも質の悪いエールは、学生および使用人のためのものであった。しかし、現在では、彼らが醸造するのは、人間のための飲み物ではなく、大酒のみに提供するためだけのものである。そして、この二年間、彼らは、カレッジ、酒場、学寮のいずれにも、酒場用エールを提供しておらず、大学の誰に対しても提供していない…。

醸造人…燃料、テール・サバントの賃金および他のすべてのものの価格が上がっている。

回 答…それぐらいは知っている。パン職人およびその他の者のためのパン種、穀類、その他すべてのものが、かつての二倍、三倍および四倍になっている。

醸造人…多くの者が耐えることがよりよいのなら、その者の七から八の者が苦難に遭うべきで。

回 答…我々は、安いときでもハペンス以下に価格を引き下げることなしに、彼らとともに四年から五年の間耐えてきた。故に、我々は、彼らが一年から二年の間我々と耐えるべきだと考える…。

醸造人…Londonまたはこの王国の他の場所にいるのなら、命令を甘受できるだろう。

回 答…命令ははるかにましなものである。なぜならば、主張されている法律が二ガロンを一ペニーで販売する特権を市に賦与する場合、当該法律は、すべての醸造人に三ガロンを一ペニーで販売することを強制する。それにもかかわらず、Cambridgeの醸造人は、Londonより一六ガロンにつき五ペンスも多く得ているのである。

Cambridgeの醸造人、Mr. Bykerdyckは、この一〇年間で顕著に裕福になった。したがって、ミクルマス以来行っていない醸造について、いまあえてそれを放棄すべきではなく、継続するよう命じられるものである。

Mr. Spinge, Bayly Prawn およびその他の者は、国王のリート裁判所において、一二名の者の評決により決せられ、現在、拒否している罰金の支払いを命じられるものである。

(67) ARCHÆOLOGIA CANTINA, *op. cit.* supra note 4, at 321.